

令和6年度 碓井義務教育学校いじめ防止基本方針

1. いじめの問題に対する基本的な考え方について

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（第2条）

この法律において「いじめ」とは児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づいていじめ防止に等に当たる。

- ・いじめは絶対に許されない卑怯な行為である。
- ・いじめはどの生徒、どの学校でも、起こりうる。
- ・いじめられている生徒を最後まで守り抜く。

(3) 学校としてなすべきこと

① いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・児童・生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなると認識する。
- ・教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、児童・生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。

② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図ること

- ・「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。
- ・「いじめに関する文献」等を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
- ・いじめの早期解消に向けて、いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

③ 家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・いじめの未然防止や早期発見や、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校のみで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。

- ・日頃より家庭訪問を行い、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

(4) 教師としてなすべきこと

① いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、「いじめ問題を見過ごさないために」の中の「気付いていますか？チェック表」等を参考にし、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

② 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

児童・生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること

児童・生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。

④ 心の居場所づくりに努めること

児童・生徒一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。

⑤ 一人一人の心の理解に努めること

生活ノート等を通した心の交流をしたり、給食時間や清掃時間も生徒と一緒に活動したりし児童・生徒一人一人に1日に1回は声をかけるよう心がける。

⑥ いじめは許さないという学級風土をつくること

総合的な学習の時間や学級活動、道徳の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。

⑦ 子どもの姿を見つめること

いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、児童・生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童・生徒一人一人のようすを観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。

⑧ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、児童・生徒一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。

⑨ いじめを受けた生徒を最後まで守ること

いじめを受けた児童・生徒の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

⑩ 教師間で連携・協力して問題の解決にあたること

担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。

⑪ 児童・生徒や保護者からの声に誠実に答えること

日頃から、いじめられている児童・生徒やその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。また、「いじめられている児童・生徒にも非がある」というような、いわゆる「喧嘩両成敗」として扱う対応を行わない。

2. いじめ未然防止・対策委員会の設置について

いじめ防止対策推進法（第22条）

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

（1）いじめを未然防止、早期発見・対応等を実行的かつ組織的に行うため、「いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）」を設置する。

- 構成 学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、補導、各学年代表、養護教諭
学校外職員：スクールカウンセラー、嘉麻市教育研究所学校支援室専門員
- 月1回小中合同で実施

（2）重大事案の対応を行う組織として、上記（1）に以下の構成員を加え、「いじめ調査・対策員会」を設置する。

- 構成 学校外職員：保護者代表、嘉麻市教育センター学校支援員、
嘉麻警察署少年課スクールサポーター、その他専門知識を有する者

3. いじめの未然防止のためのとりくみについて

① いじめについての共通理解を図ること

- ・ いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知するなど，日頃から教職員全体の共通理解を図る。
- ・ 全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成する。
- ・ 児童・生徒にいじめの具体的な姿を認識させるため，具体的な行動や言葉の例を掲示する。

② いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・ 人権同和教育や道徳教育を充実するとともに，読書活動・体験活動を推進し，社会性を育む。
- ・ 社会体験・生活体験などを通して，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・ 教育活動全体を通じて，自他を認め，互いの人格を尊重することにより，ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

③ いじめを生まないために指導上留意すること

- ・ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを心がける。
- ・ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・ 教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導する。
- ・ 教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・ 発達障害等について適切に理解したうえで、指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・ 教育活動全体を通して、児童・生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
- ・ 校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
- ・ 困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようにする。

⑤ 児童・生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・ 児童会や生徒会を中心に、児童・生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。
(いじめ防止のための啓発ポスター作成・いじめ撲滅宣言の採択等)
- ・ 児童・生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

4. いじめの早期発見・対応のとりくみについて

① アンケート

- ・ 生活アンケート及びいじめに特化したアンケートを行い、いじめの実態を把握する。
- ・ 家庭訪問を行い、家庭において子どもからの訴えがないかを把握する。

② 教育相談体制

- ・ 学期に1回以上の定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。
- ・ 教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 家庭訪問等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- ・ 児童・生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・ 気になる児童・生徒の情報を全教職員で共通認識しておく。

③ その他

- ・ 休み時間や放課後等、様々な場面で児童・生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・ 班日誌や生活ノート、相談箱を設置すること等から、児童・生徒の悩みを把握する。
- ・ 相談電話（24時間子ども相談ホットライン等）を周知する。

5. いじめの早期対応のとりくみについて

(1) 基本的な考え方

- ・発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害生徒を守り通すとともに、加害児童・生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。
- ・基本的な対応マニュアル

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告といじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）による対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童・生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童・生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼
- ⑦ 関係機関との連携
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

- ・「重大事態」と判断した場合の対応マニュアル

いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、次の対応を行う。

[主な対応]

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、いじめ調査・対策委員会において事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・児童・生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）等で情報共有する。
- ・速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

(3) いじめられた児童・生徒又はその保護者への対応

- ・児童・生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・児童・生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・児童・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・児童・生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。
- ・いじめられた

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・児童・生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・児童・生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかった児童・生徒や傍観していた児童・生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・児童・生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

6. いじめの未然防止、早期発見・対応の年間計画について

月	取り組み内容	備考
4	職員研修（方針の確認及び実態交流） 家庭訪問で保護者に方針の説明（前期課程） 学校だより等での啓発 生活アンケート(いじめ含む)の実施 いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）月1回 生徒会・人権専門委員会の取組	
5	生活アンケート(いじめ含む)の実施 家庭訪問で保護者に方針の説明（前期課程） 宿泊訓練のとりくみ(7年) とりくみ評価アンケート及び検証、とりくみ内容再確認 職員研修（実態交流） いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）月1回 生徒会・人権専門委員会の取組	
6	生活アンケート(いじめ含む)の実施 6年生修学旅行のとりくみ いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）月1回 生徒会・人権専門委員会の取組 教育相談	
7	生活アンケート(いじめ含む)の実施 いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）月1回 生徒会・人権専門委員会の取組 保護者懇談会（三者懇談等）	
8	職員研修	
9	生活アンケート(いじめ含む)の実施 宿泊訓練のとりくみ(5年) いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）月1回 生徒会・人権専門委員会の取組	
10	人権文化のとりくみ(全学年) 生活アンケート(いじめ含む)の実施 いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）月1回 生徒会・人権専門委員会の取組 体育会・体育学習発表会のとりくみ（全学年） 教育相談	
11	生活アンケート(いじめ含む)の実施 いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）月1回 生徒会・人権専門委員会の取組	

12	生活アンケート(いじめ含む)の実施 いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）月1回 生徒会・人権専門委員会の取組 修学旅行のとりくみ（8年） とりくみ評価アンケート及び検証、とりくみ内容再確認 保護者懇談会（三者面談等）	
1	生活アンケート(いじめ含む)の実施 いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）月1回 生徒会・人権専門委員会の取組	
2	生活アンケート(いじめ含む)の実施 いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）月1回 生徒会・人権専門委員会の取組	
3	生活アンケート(いじめ含む)の実施 いじめ未然防止・対策検討委員会（生徒指導委員会）月1回 生徒会・人権専門委員会の取組 教育相談 とりくみ評価アンケート及び検証、指針の見直し	

7. とりくみの評価について

- (1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
- ①いじめの早期発見の取組に関すること
 - ②いじめの再発を防止するための取組に関すること
- (2) P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3)期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

8. 個人情報等の取り扱いについて

○個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、児童・生徒が卒業するまでは保存する。